

# 本人確認書類ご提出に際してのお願い

お手続きにあたって、お客様のご本人確認をさせていただいております。  
以下の注意事項等をご参照のうえ、本人確認書類のコピーをご提出ください。

## 「本人確認書類」の確認項目

以下の3点を確認します。申込書・請求書等に記載の内容と同一の書類をご用意ください。

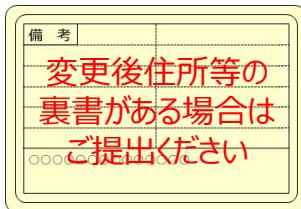
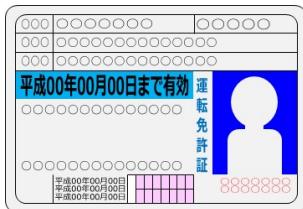
### (1) お名前 (2) ご住所 (※) (3) 生年月日

(※) 申込書・請求書に記載の住所を変更されている場合、変更後の住所を申込書・請求書等にご記載のうえ、新しい住所の「本人確認書類」をご提出ください

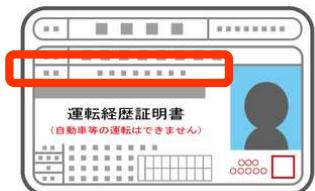
それぞれの書類について、以下の注意事項をご確認ください。

#### ①運転免許証の場合

住所変更などが裏書きされている場合は裏面もコピーをご提出ください。



「運転経歴証明書」は平成24年4月1日以降に交付されたものであればご利用いただけます。



交付年月日を確認のうえご提出ください

#### ②マイナンバーカードの場合

表面のコピーのみご提出ください。裏面（個人番号が記載されている面）をコピーしないでください。

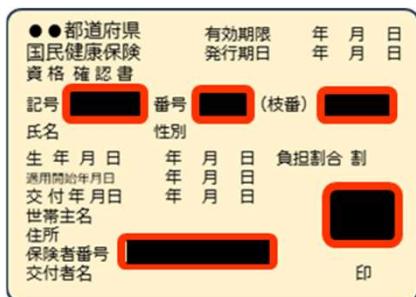


「通知カード」、「交付申請書」等は本人確認書類としてご利用いただくことはできません。



#### ③資格確認書の場合

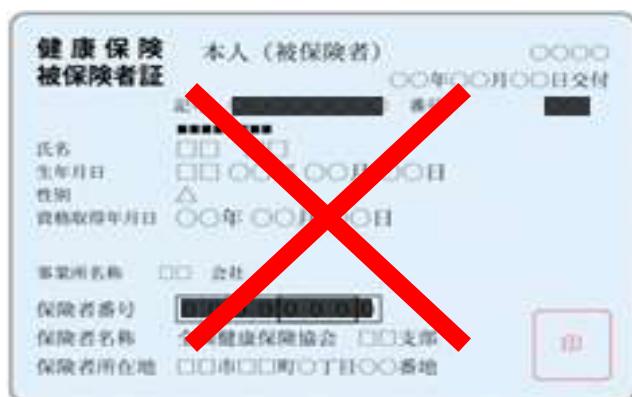
コピー後、「記号」「番号」「枝番」「保険者番号」「二次元コード」（記載されている場合）を塗りつぶしてご提出ください。



(※) 現住所が裏書きされている場合は裏面もコピーをご提出ください。

(※) 「資格情報のお知らせ」は本人確認書類としてご利用いただくことはできません。

#### ⚠ 健康保険証はご利用できません



(注意) 本人確認書類としてご利用いただくことはできません。

詳細は裏面「ご注意」をご参照ください。

## ④パスポートの場合

顔写真のあるページと現住所記載の所持人記入欄ページの両方のコピーをご提出ください。



交付日: 00 年 00 月 00 日 支付料: 00000	所持人記入欄 INFORMATION BEARER
氏名: NAME	現住所: ADDRESS
電話: PHONE NO.	外国に居住する場合の住所: OVERSEAS ADDRESS
電話: PHONE NO.	事故の場合の連絡先: IN CASE OF ACCIDENT NOTICE
氏名: NAME	本人の関係: RELATIONSHIP
住所: ADDRESS	電話: PHONE NO.

(※) 2020年2月4日以降に発給申請されたパスポートには現住所を記載できる所持人記入欄ページがないため本人確認書類としてご利用いただけません。

## ⑤年金手帳の場合

コピーしたものに「年金番号」を黒く塗りつぶしたものをご提出ください。

厚生年金保険 年金番号: [Redacted]	住所: ●●県●●市●●町●●
はじめて登録された日: 年 月 日	変更後の住所: 年 月 日変更
国: [Redacted]	変更後の住所: 年 月 日変更
記号: [Redacted]	変更後の住所: 年 月 日変更
厚生年金保険 年金番号: [Redacted]	変更後の住所: 年 月 日変更
はじめて登録された日: 年 月 日	変更後の住所: 年 月 日変更
氏名: [Redacted] 性別: [Redacted] 生年: [Redacted] 月: [Redacted] 日: [Redacted]	変更後の住所: 年 月 日変更
変更後の氏名: [Redacted]	変更後の住所: 年 月 日変更
変更前の氏名: [Redacted]	変更後の住所: 年 月 日変更
変更後の年: [Redacted]	変更後の住所: 年 月 日変更
変更後の月: [Redacted]	変更後の住所: 年 月 日変更
変更日の年: [Redacted]	変更後の住所: 年 月 日変更

(※) 1997年1月から2022年3月までに被保険者資格の取得手続きをおこなった方に発行された年金手帳には住所欄がないため本人確認書類としてご利用いただけません。

## ⑧戸籍の附票 または ⑨住民票 または ⑩印鑑証明書の場合

- （⑧⑨⑩共通）発行日から6ヶ月以内の書類をご提出ください（コピーでもお取り扱い可能です）。なお、複数のページがある場合は、すべてのページのコピーのご提出が必要です。
- ⑧戸籍の附票の場合、「本籍地」を省略してご取得ください。
- ⑨住民票の場合、「マイナンバー」、「住民票コード」、「本籍地」を省略してご取得ください。

## 本人確認書類としてご利用いただける書類

以下の書類をご利用いただくことができます。ただし、以下の書類でも発行年度などにより（1）お名前（2）ご住所（3）生年月日のいずれかが記載されていないものがあります。この場合、本人確認書類としてご利用いただけません。

- ①運転免許証（運転経歴証明書を含む）
- ②マイナンバーカード
- ③資格確認書
- ④パスポート
- ⑤年金手帳（証書）
- ⑥身体障害者手帳
- ⑦在留カード・特別永住者証明書
- ⑧戸籍の附票
- ⑨住民票
- ⑩印鑑証明書

### ⚠ ご注意

- 有効期限がある証明書については、当社到着日時点で有効なものをコピーしてください。
- 本人確認書類（⑧～⑩）原本をご提出いただいた場合は返却いたしませんのでご注意ください。
- 原寸サイズで全体が写るようにA4用紙にコピーし、余白は切らずにご提出ください。
- 裏表がある書類の場合、（1）お名前（2）ご住所（3）生年月日の3点（有効期限がある証明書の場合は有効期限を含めた4点）の記載がある面をコピーしてください。住所変更などの裏書がある場合は、裏面もコピーしてください。
- 2025年12月2日以降、健康保険証等はすべて有効期限切れとなるため、本人確認書類としてご利用いただくことはできません。